

産業水道常任委員会会議記録

日 時 令和元年11月21日（木曜日）

午前10時 0分 開議

場 所 水戸市議会 第4委員会室

午前10時19分 散会

付託事件

(1) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- | | |
|------------------------------------|-------------|
| ① 水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関することについて | (水道総務課) |
| ② 水戸市農業集落排水処理施設に関することについて | (農業環境整備課) |
| ③ 水戸市水道事業給水に関することについて | (水道総務課・給水課) |
| ④ 水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事について | (農業技術センター) |

(2) その他

2 出席委員（7名）

委員長	大津亮一君	副委員長	森正慶君
委員	田口文明君	委員	黒木勇君
委員	渡辺政明君	委員	栗原文隆君
委員	内藤丈男君		

3 欠席委員（なし）

4 委員外議員出席者（なし）

5 説明のため出席した者の職、氏名

産業経済部長	小田木健治君	産業経済部参事	川崎幹男君
産業経済部技監兼農政課長	深澤和広君	商工課長	小林一仁君
観光課長	堀江博之君	農業環境整備課長	小田博之君
農業技術センター所長	清水健司君	公設地方公卸売市場長	武田和馬君
上下水道事業管理者	檜山隆雄君	上下水道局水道部長	伊藤俊夫君
水道総務課長	梶山哲君	経理課長	栗原千尋君
料金課長	倉田佳則君	水道整備課長	杉山健一君

給水課長 梶山 学 君 浄水管理事務所事務長 島 孝 夫 君

農業委員会事務局長 横山 英 雄 君 農業委員会事務局長 吉 川 正 浩 君

6 事務局職員出席者

法制調査係長 富岡 淳 君 書記 矢 吹 友 鏡 君

午前10時 0分 開議

○大津委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから産業水道委員会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

初めに、報告事項の説明を行います。

本日の報告事項4件につきましては、第4回定例会に提出が予定されております案件でございますので、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思っておりますので、御了承願います。

それでは初めに、水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関することについて、執行部より説明願います。

梶山水道総務課長。

○梶山水道総務課長 それでは、水戸市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関することについて、水道部水道総務課提出の資料により御説明をいたします。

1の改正理由につきましては、地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、来年4月から一般職の非常勤職員制度である会計年度任用職員制度が導入されることに伴いまして、関係規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容につきましては、会計年度任用職員制度を導入することに伴いまして、必要となる給与の支払いなどの規定について定めるものでございます。

第2条におきまして、給与の支払い対象となるものとして会計年度任用職員を定めるとともに、会計年度任用職員に支払う手当の種類を定めております。

第3条におきましては、会計年度任用職員の給料について、第12条におきまして期末手当の支給対象者を定めるものでございます。

また、第16条の3におきましては、臨時的に任用する職員の給与について定めるものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日とするものでございます。

2ページ以降は新旧対照表並びに参照条文でございますので、後ほどお目通し願います。

なお、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出をさせていただき予定でございますので、よろしくお願いたします。

○大津委員長 次に、水戸市農業集落排水処理施設に関することについて、執行部より説明願います。

小田農業環境整備課長。

○小田農業環境整備課長 それでは、水戸市農業集落排水処理施設に関することについて、御説明いたします。

お手元に配付してございます、産業経済部農業環境整備課提出の資料を御参照願います。

1の改正理由につきましては、金谷地区農業集落排水処理施設の全ての使用者の加倉井地区処理施設への接続切りかえが完了したことに伴い、金谷地区農業集落排水処理施設を廃止するため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容につきましては、裏面の新旧対照表をごらんください。

別表第1及び第3中の水戸市金谷地区農業集落排水処理施設の項を削除するものでございます。

1ページに戻りまして、3の施行期日につきましては、公布の日でございます。

本条例の改正案につきましては、12月の第4回定例会に議案として提出してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 次に、水戸市水道事業給水に関することについて、執行部より説明願います。

梶山水道総務課長。

○**梶山水道総務課長** 水戸市水道事業給水に関することにつきましては、水道部水道総務課・給水課提出の資料により御説明いたします。

1の改正理由につきましては、現在、本市の水道事業が水道施設の老朽化が進み、施設の更新や耐震化に多大な費用が見込まれる一方で、水需要の減少に伴いまして給水収益が伸び悩んでいる状況となっております。水道事業として経営環境の変化に適切に対応しながら、将来にわたって安定的に事業を継続し、安全な水道水を安定的に提供するため、水道事業及び下水道事業審議会の答申などを踏まえまして、水道料金及び手数料の改定を行うものでございます。

また、水道法の改正により、給水装置工事事業者の指定更新制が新たに設けられることに伴いまして、審査手数料の徴収に関する規定の整備を行うものでございます。

2の主な改正内容でございますが、(1)として料金表の改定を行うものでございます。今回の料金の改定につきましては、平均11%の改定となっております。また、基本水量につきましては、月々の使用水量が基本水量に満たない使用者と満たす使用者との負担が同一であるため、公平性の確保を図るとともに、水資源の保護の観点から、節水のインセンティブが働く仕組みとして、基本水量を現行の8立方メートルから6立方メートルに変更するものでございます。

なお、基本水量から10立方メートルまでを緩和水量区分といたしまして、改定前の単価から激変することのないよう料金を設定しているところでもございます。

また、従量料金の最低単価と最高単価を比較した際の割合であります通増度につきましては1.57倍とさせていただきます。あわせまして、敷地内への引き込みを口径200ミリメートルで行う者がいないことから、量水器口径200ミリメートルを廃止するものでございます。

ただいま、御説明をいたしました点を踏まえた新たな料金表につきましては、裏面の2ページに掲載しておりますので、後ほど御確認いただきますようお願いいたします。

(2)の審査設計及び工事検査完成に係る手数料の改定につきましては、設計審査等の業務に係る人件費等を算出し現行料金と比較をしましたところ、現在の手数料等に乖離が見られたことから改定を行うものでございます。

(3)の給水装置工事事業者の指定に関する手数料の改定につきましては、現在の新規登録に係る手数料について、審査、業務に係る人件費等を算出、比較したところ、乖離が見られましたので改定を行うものでございます。

また、水道法の改正に伴い、指定更新制度が新たに設けられ、その指定に関する審査業務内容は新規登録

とほぼ同様の内容となることから、新たに設ける手数料につきまして、新規登録、指定手数料と同額とするものでございます。

(4)の経過措置につきまして、アの水道料金改定の経過措置につきましては、条例の施行日前から継続して水道を供給している場合、施行日を基準として日割り計算で料金を算出するものでございます。

また、イの手数料改定の経過措置につきましては、条例の施行日前から申し込みのあった審査、検査等につきましては、従来の手数料を適用するものでございます。

3の施行期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

4の現行料金との比較につきましては、口径20ミリメートル、1カ月に20立方メートルの水道水を使用する一般的な御家庭における改定による影響額などを示しております。現行で税込み2,999円のところ、改定後は3,369円となり、月額370円の増となるものでございます。

なお、この場合における改定率につきましては、12.32%となっております。

ページを返していただきまして、4ページは口径及び使用水量別の比較となっております。

この表は、各口径における使用水量に応じた新旧の料金、差額及び改定率を記載したものでございます。

なお、黒枠の部分につきましては、各口径ごとの中央値を示してございます。

5ページ以降には新旧対照表並びに参照条文となっておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

なお、本件につきましては、令和元年第4回水戸市議会定例会に議案として提出をさせていただき予定となっておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上です。

○大津委員長 次に、水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事について、執行部より説明願います。

清水農業技術センター所長。

○清水農業技術センター所長 それでは、水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事について、お手元の農業技術センター提出の資料により御説明申し上げます。

初めに、1の工事名につきましては、水戸市植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事でございます。

(1)の工事場所につきましては、水戸市小吹町でございます。

(2)の工事概要につきましては、観賞大温室は鉄骨鉄筋コンクリートづくり一部鉄骨づくり、地上2階建てで延べ面積1,436平方メートルでございます。熱帯果樹温室につきましては、鉄骨づくり一部鉄筋コンクリートづくり、地上2階建て、延べ面積341平方メートルとなっております。

(3)の請負予定金額につきましては、2億3,606万円であります。

(4)の仮契約者につきましては、要・五十嵐特定建設工事共同企業体でございます。代表者につきましては、水戸市白梅1丁目2番36号、株式会社要建設、代表取締役、高野賢、その他の構成員は、水戸市城東3丁目1番78号、株式会社五十嵐建設、代表取締役、五十嵐康光でございます。構成比率につきましては、代表者が65%、その他の構成員が35%でございます。

添付資料につきましては、次の2ページからでございますが、2ページが植物公園の位置図でございます。その裏3ページにつきましては配置図、次の4ページが観賞大温室の1階平面図、5ページにつきましては2階の平面図でございます。

次の6ページから9ページにかけては、東西南北から見ました立面図であります。それから、10ページ、11ページにつきましては、熱帯果樹温室の平面図でございます。12ページが立面図となります。

13ページが一般競争入札調書であります。後ほどお目通しのほど、お願い申し上げます。

なお、本工事につきましては、令和元年第4回市議会定例会に議案として提出する予定でございますので、よろしくお願いたします。

また、水戸市植物公園につきましては、9月から樹木移植工事を実施しておりまして、今回御説明申し上げました温室の改修工事をお認めいただければ来年1月から9月までの予定としております。その後、移植した植物の植え戻し、それから養成期間を経まして、令和3年4月のリニューアルオープンに向けて、ただいま準備を進めているところでございます。

説明は以上でございます。

○**大津委員長** 以上で第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

黒木委員。

○**黒木委員** 資料請求って今やらないとだめなの。

○**大津委員長** 大丈夫です。よろしくお願いたします。

○**黒木委員** 資料の請求ができるかどうか委員の皆さんにお諮り願いたいのですが、まず1点目が水戸市水道事業給水に関することについての2番の(3)給水装置工事事業者の指定に関する手数料の改定、指定給水工事指定店(新規登録)は5,000円から1万円と倍増するわけですがけれども、これを審査するに当たりまして、指定給水工事指定店の現状、また登録というのは今ほどないのか、それとも毎年出てきている状況なのか、そういった資料を審査する上で出していきたいというのが1点です。

もう一点が、植物公園観賞大温室・熱帯果樹温室改修工事に関しまして、まず、工事概要と契約金額、契約者と図面が出てきているんですけども、何を工事するのかというのがわからないので、図面は出てきているんですけども、図面を見れば私たちわかるのかなと思っても、ちょっと読み切れないものですから、具体的にどんな工事をされるのかと、委員会で審査できる内容の資料を出していただきたいと、この2点を委員長のほうでお諮りいただきたい。

○**大津委員長** はい、わかりました。

ただいま、黒木委員から請求のありました資料につきまして、委員会として執行部に対し提出を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出を願います。

そのほかございますか。よろしいでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○**大津委員長** 次に、この際、特に執行部より発言を求められておりますので、これを許します。

島浄水管理事務所長。

○島浄水管理事務所長 お時間をいただきましてまことに申しわけございません。

浄水管理事務所より、台風19号に係る水道施設の被害につきまして、那珂川の水位が低下したことにより被害が確認できましたことから報告いたします。

浄水管理事務所提出資料をごらん願います。

被害場所につきましては、渡里町の茨城大学の北側に位置する那珂川から取水しております取水施設の護岸の一部に被害が確認できたものでございます。

資料の平面図をごらん願います。

那珂川の中につきましては、左側が上流となり、左から右へ流れております。網かけの部分は取水施設の護岸でございまして、被害につきましては左側の赤枠、犬走り部分、幅約2メートル、長さ約10メートルが洗掘され、またその下流側右側の赤枠、犬走り部分につきましても幅2メートル、長さ約20メートルが洗掘されたものでございます。

裏面の写真をごらん願います。

2枚の写真は時期は異なりますけれども、ほぼ同じ角度から撮影したものでございます。

上段が平成29年2月に撮影した被害前の写真でございます。下段が被害が確認できました今月11日に撮影した写真でございます。平面図では右の赤枠部分の被害写真でございます。

設備への被害はありませんので水生産には影響はございませんけれども、復旧に向け、河川管理者である国土交通省常陸河川国道事務所と現在協議を行い、早急に対応しているところでございます。

報告につきましては以上でございます。

○大津委員長 それでは、委員より御質問等がございましたら発言を願います。

よろしいでしょうか。

ないようですので、次に、その他に入ります。

委員より何かございましたら発言を願います。

〔「ないです」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 ないようですので、次に、当委員会の行政視察についてでございます。

お手元に配付させていただきました行政視察（案）のとおり、令和2年1月21日火曜日から1月23日木曜日までの3日間、八女市、鹿児島市の2市の行政視察を実施したいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

なお、詳しい日程等につきましては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○大津委員長 それでは、そのように決定させていただきます。

以上をもちまして、本日の産業水道委員会を散会いたします。

御苦労さまでした。

午前10時19分 散会